

# 新規申請のご案内

日田市上下水道局

## 【提出書類】

○指定申請時には、下記の「指定申請に必要な書類」を提出する必要があります。

### 指定申請に必要な書類

	提出書類	添付書類
①	指定給水装置工事事業者申請書(様式1)	・事業所の位置図 ・事業所の(外観・内観)写真
②	機械器具調書(別表)	・機械器具調書に記載した機械器具の写真
③	誓約書(様式2)	
④	給水装置工事主任技術者選任・解任届出書(様式3)	・選任する主任技術者の免状の写し
⑤	法人	定款の写し
		登記事項証明書(履歴事項全部証明書)
	個人	住民票の写し

## 【留意事項】

- ⑤ 登記事項証明書:発行日から3ヶ月以内の履歴事項全部証明書の原本。  
住民票の写し:発行日から3ヶ月以内の原本、個人番号の記載のないもの。

※ ⑤の書類に、事業所の所在地が記載されていない場合は、事業所の所在地が証明できるものが必要になります。(例:所在地証明書、納税証明書、賃貸借契約書)

## 【登録手数料】

○登録手数料 5,000円 (条例改正により令和2年4月1日以降適用)

令和2年3月31日までの登録は、15,000円となります。

## 【指定の有効期間】

○指定の有効期間は、指定日から **5年間**となっております。

(例)指定日が、令和2年4月1日の場合は、令和7年3月31日まで有効。

